主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人浅井稔、同津留崎利治の上告理由第一点について。

記録によれば、上告人本人はすでに一審において尋問済であるから、原審における所論の本人尋問の申請は、所論の点に関する唯一の証拠方法の申出ということを得ない。それ故、所論は前提を欠き、採るを得ない。

同第二点について。

所論の点に関する原審の事実認定は挙示の証拠により是認できる。所論は原審の 裁量に属する証拠の取捨、事実の認定を非難するに帰し、採るを得ない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

郎	俊	江	入	裁判長裁判官
輔	悠	藤	斎	裁判官 斎
夫	潤	飯 坂	下	裁判官 下
七	常	木	高	裁判官 高